

告 示

埼玉県選管告示第二十六号

昭和三十七年埼玉県選管告示第十七号（選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額）の一部を次のように改正する。

令和七年七月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

第一号へ中「五百円」を「千円」に改め、同号へを同号トとし、同号ホ中「千円」を「千五百円」に、「三千円」を「四千五百円」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「一万二千円」を「二万三千円」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額第三号イ中「船賃」の下に「、航空賃」を加え、「ロ及びハ」を「からニまで」に改め、同号ロ中「一万円」を「一万五千元」に改め、第四号中「一万五千元」を「二万円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の告示の規定は、この告示の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。